2	削除
［3～43　略］	
［2～4　略］	

	(2)　秋田県由利本荘市前郷字院主下39―30　(53.50)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度18分52秒東経140度06分01秒の地点と北緯39度18分35秒東経140度06分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　秋田県横手市大町６―16　(112.40) (2)　秋田県横手市雄物川町薄井字薄井205　(73.70)	北緯39度18分57秒東経140度34分06秒の地点と北緯39度19分05秒東経140度31分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度19分06秒東経140度31分13秒の地点と北緯39度19分10秒東経140度29分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～43　同左］		
［2～4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十四　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　略］		
13	削除	
［14～19　略］		
20	削除	

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　同左］		
13	(1)　青森県黒石市大字南中野字段沢３－５　(638.70) (2)　青森県青森市大字荒川字寒水沢137－３　(815.60)	北緯40度38分20秒東経140度41分39秒の地点と北緯40度38分38秒東経140度48分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14～19　同左］		
20	(1)　山形県山形市幸町18－９　(207.80) (2)　山形県山形市大字柏倉字中林942－１　(210.50)	北緯38度14分51秒東経140度19分39秒の地点と北緯38度13分52秒東経140度15分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域